太田市告示第８８号

計量法（平成４年法律第５１号）第１９条第１項に規定する特定計量器の定期検査を実施するに当たり、同法第２１条第２項の規定により、次のとおり告示する。

令和８年６月１２日

太田市長　　穂積　昌信

１　定期検査を行う区域

毛里田地区	市場町、清原町、高瀬町、只上町、富若町、原宿町、東今泉町、東新町、丸山町、緑町、矢田堀町、吉沢町
強戸地区	石橋町、大鷲町、上強戸町、北金井町、強戸町、菅塩町、寺井町、天良町、成塚町、西長岡町、
鳥之郷地区	大島町、城西町、鶴生田町、鳥山上町、鳥山下町、鳥山町、鳥山中町、長手町、新野町
宝泉地区	泉町、沖野町、上田島町、下田島町、新道町、宝町、中根町、西新町、西野谷町、藤阿久町、藤久良町、別所町、由良町、脇屋町
尾島地域	阿久津町、安養寺町、出塚町、岩松町、大舘町、押切町、尾島町、粕川町、亀岡町、小角田町、すずかけ町、世良田町、太子町、徳川町、備前島町、二ツ小屋町、堀口町、前小屋町、前島町、南ヶ丘町、武蔵島町
新田地域	新田赤堀町、新田市町、新田市野井町、新田市野倉町、新田大町、新田大根町、新田金井町、新田嘉祢町、新田上江田町、新田上田中町、新田上中町、新田木崎町、新田小金井町、新田小金町、新田権右衛門町、新田下江田町、新田下田中町、新田反町町、新田高尾町、新田多村新田町、新田溜池町、新田天良町、新田中江田町、新田萩町、新田花香塚町、新田早川町、新田瑞木町、新田村田町
藪塚本町地域	大久保町、大原町、藪塚町、山之神町、寄合町、六千石町

２　定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成５年政令第３２９号）第５条第１号又は第２号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

３　日時及び場所

期　　日	時　　間	会　　場
令和８年７月１５日（水）	午前１０時から午後３時まで	鳥之郷行政センター
令和８年７月１６日（木）	午前１０時から正午まで	毛里田行政センター
令和８年７月１６日（木）	午後１時から午後３時まで	強戸行政センター
令和８年７月１７日（金）	午前１０時から午後３時まで	藪塚本町庁舎
令和８年７月２２日（水）	午前１０時から午後３時まで	エアリスアグリ
令和８年７月２３日（木）	午前１０時から午後３時まで	尾島生涯学習センター
令和８年７月２４日（金）	午前１０時から午後３時まで	宝泉行政センター
令和８年８月２１日（金）	午前１０時から午後３時まで	鳥之郷行政センター

なお、計量法第２１条第３項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

４　定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人　群馬県計量協会